

徳島県告示第二百七十八号

平成二年徳島県告示第八百七十八号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年五月十六日から施行する。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、四九九円	一三、九七五円
二十歳以上二十五歳未満	六、一四三元	一三、九七五円
二十五歳以上三十歳未満	六、七〇三元	一五、二三七円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇二三円	一八、〇一六円
三十五歳以上四十歳未満	七、三二六円	二〇、八六四円
四十歳以上四十五歳未満	七、五七六円	二二、五六四円
四十五歳以上五十歳未満	七、七六六円	二三、六六六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七一一円	二五、三五四円
五十五歳以上六十歳未満	七、三四八円	二六、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九二円	二三、六九四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二〇〇円	一七、四八四円
七十歳以上	四、二〇〇円	一三、九七五円